# 宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰対策補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受けている市内中小企業者等の負担軽減や経営の安定化を図るため、事業活動に使用する電気、ガス及び燃料油の燃料代を支援することとし、宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「ガス」とは、都市ガス及び液化石油ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）第２条第１項に規定する液化石油ガスをいう。）等をいい、「燃料油」とは、ガソリン、軽油、重油及び灯油をいう。

２　この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者をいう。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア　市内に事業所を有し、当該事業所において事業を営む会社

イ　市内に事業所を有し、当該事業所において事業を営む個人

（２）医療法人（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３９条に規定する医療法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア　常時使用する従業員の数が３００人以下であること。

イ　市内に事業所を有すること。

（３）中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に規定する中小企業等協同組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項第７号に規定する協業組合をいう。）、協同組合等（法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第７号に規定する協同組合等をいう。）、農事組合法人（農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第７２条の６に規定する農事組合法人をいう。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）第２条第１号に規定する一般社団法人又は一般財団法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア　常時使用する従業員の数が３００人以下であること。

イ　市内に事業所を有すること。

（４）法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第５条に規定する事業を行っている特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第２条第３号に規定する公益法人をいう。）又は学校法人（私立

学校法（昭和２４年法律第２７０号）第３条に規定する学校法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア　常時使用する従業員の数が３００人以下であること。

イ　市内に事業所を有すること。

（５）本市に主たる事務所及び活動拠点を有する商店街組織

（補助金交付対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とする。

（１）申請時点において市内で事業を行っており、かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有すること。

（２）令和８年１月から令和８年１０月までの間の任意の２月（以下「対象月」という。）に、市内の事業所における事業活動のために使用した電気、ガス及び燃料油の料金（消費税及び地方消費税を除く）の合計額の３０パーセント（以下「補助対象経費」という。）が、６万円以上であること。ただし、原材料としての使用及び他者への販売を目的として購入したものに係る料金を除く。

　また、対象月における電気、ガス及び燃料油の購入に係る経費について、利用者等から徴収している場合、当該徴収した電気、ガス及び燃料油の料金相当額を除く。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

（１）宇部市が賦課徴収する市税に滞納がある者

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に定める風俗営業等の事業を行う者

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人

（４）宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者

（５）事業実施に当たって必要な許認可その他必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

（６）本市から競争入札参加資格者の指名停止措置を受けている者

（７）前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、第３条第１項第２号の規定により算出した補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、５０万円を限度とする。

（補助金の交付回数）

第５条　この要綱による補助金の交付は、補助対象事業者につき、１回限りとする。

（補助金の交付申請等）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、別途定める期日までに、宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰対策補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の額を確定する場合において、交付申請書その他の書類の記載内容又は添付書類に基づき、補助対象経費又は補助金の額を算定するものとする。

３　市長は、第１項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰対策補助金不交付決定通知書（様式第２号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

４　市長は、第１項に規定する交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

５　市長は、第１項の規定による交付決定及び額の確定を受けた補助対象事業者に対する通知は、補助金の交付をもってこれに代えるものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第８条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰対策補助金交付決定取消通知書（様式第３号）により取り消すことができる。

（１）この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

（２）虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

（３）その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

（補助金の返還）

第９条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰対策補助金返還命令書（様式第４号）により、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　前項の規定により、返還命令を受けた補助事業者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

（帳簿等の整備）

第１０条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して５年間これを保存しなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年１１月２１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和５年５月１０日から施行する。

２　宇部市中小企業者等原油価格高騰緊急経済対策補助金交付要綱は廃止する。

附　則

１　この要綱は、令和６年１月１９日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和８年１１月１２日から施行する。